

岩手県重症心身障害児(者)を守る会

第120号 R4.9.15発行

TSK

会報 愛の手

編集者 岩手県重症心身障害児(者)を守る会  
〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内  
☎019-601-2255 FAX 019-601-2255 (共有)  
E-mail mamoru2255@gmail.com  
編集責任者 齊藤 勉

守る会の  
三原則

- 1.決して争ってはいけない 争いの中に弱いものの生きる道はない
- 1.親個人がいかなる主義主張があっても重症児運動に参加するものは党派を超えること
- 1.最も弱いものをひとりももれなく守る

## 岩手県医療的ケア児支援センターについて

岩手県重症心身障害児(者)を守る会会長 齊藤 勉



令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律」(略称:医療的ケア児支援法)が成立し、同年9月に施行されました。

この法律の立法の目的として、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加したことに伴いケア児個々の心身の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するとされております。

このことを受けた基本理念として、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することや特に個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援が掲げられております。また医療的ケア児でなくなった場合の支援等、医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策を国及び地方公共団体が支援することを責務としております。

この支援法の第14条において、都道府県において医療的ケア児支援センターを設置することができる旨が明記されました。同支援センターには、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うことや、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関への情報の提供及び研修を行う事などが明記されており、今後法の趣旨に基づき、県及び関係団体で様々な支援の施策を検討することとなります。このような状況を踏まえまして、先般8月4日に「令和4年度第1回岩手県重症心身障害児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」が開催され、支援センターの設置体制について報告がございました。以下概要をお知らせいたします。

### 1. 名称: 岩手県医療的ケア児支援センター (県が設置)

### 2. 支援センターの役割分担

#### (1) 相談支援等

医療型障害児入所施設として、重度心身障がい児の受入れを行っており、医療的ケア児支援の実績がある「みちのく療育園メディカルセンター」に委託予定。

(業務概要)

ア 市町村等の支援機関に対する助言指導、医療的ケア児及びその家族・関係機関への社会資源および地域相談窓口に係る情報提供等

※個々の当事者に対する個別具体的なコーディネートは対象としていないこと。

イ 地域の関係機関との連絡調整、県内各地域における多職種連携体制の構築支援

**(2) 医療的ケアに係る研修・人材育成**

岩手県社会福祉事業団に支援者やコーディネーター養成のための研修業務を委託済。

(業務概要)

ア 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

令和元年度から継続実施。令和3年度末で134名が終了

イ 地域の医療的ケア児等コーディネーター向け研修

アの研修受講済の者を対象としたフォローアップ研修として実施することを想定。

市町村や圏域のコーディネーター等の職員を対象とした実践力を身に着けるための研修を実施。

**(3) 関係機関への医療的ケアに係る情報提供**

主治医として多くの医療的ケア児と関わりを持つ岩手医科大学ほか NICU 設置病院から、NICU 入院及び個別診療に伴い把握した患者情報を提供。

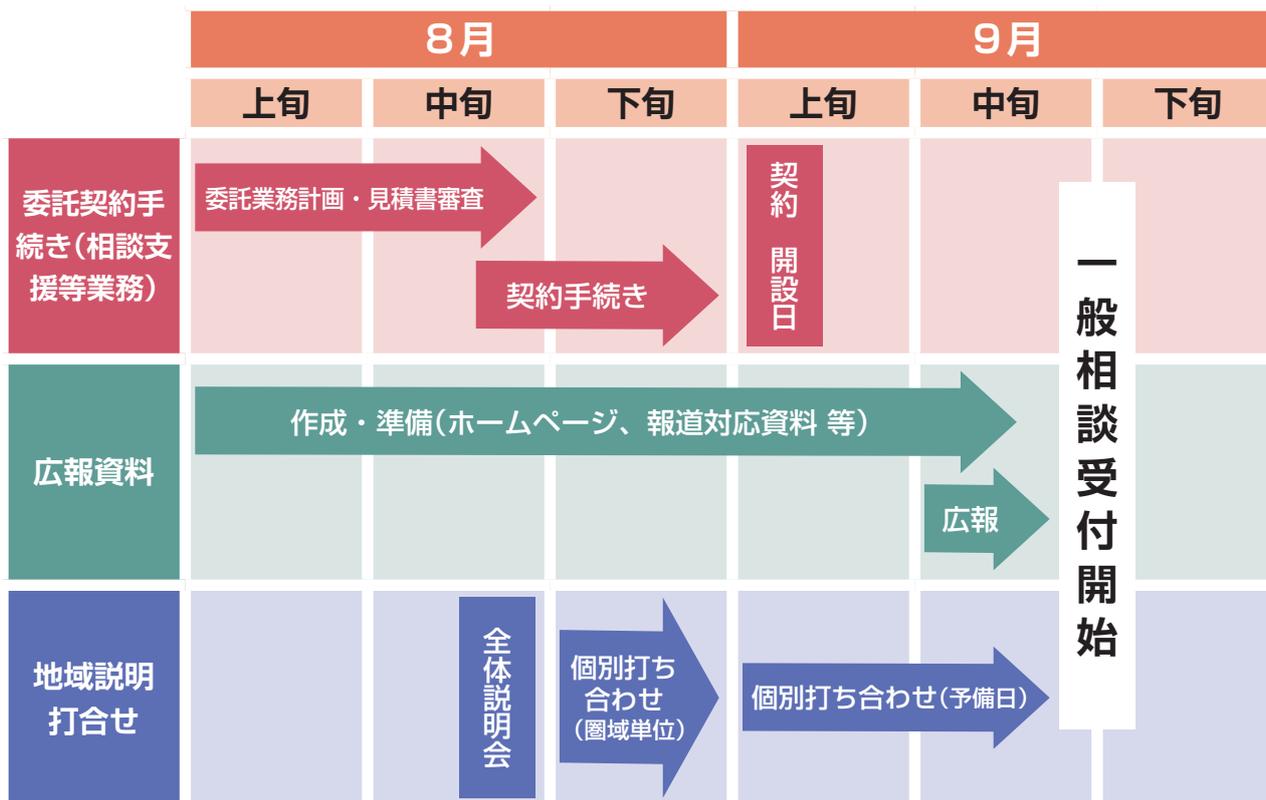
**別表1 支援センターの役割分担（詳細）**

支援センターの機能	担当（◎＝主担当、○＝連携・サポート等）			
	みちのく療育園	県社会福祉事業団	医大ほか NICU	県
<b>1 医療的ケア児等からの相談への助言等</b> (1)活用可能な社会資源等の情報提供 (2)個別支援に係る地域との連絡・調整等	◎県コーディネーター		○主治医	○市町村相談窓口等の把握
<b>2 関係機関等への情報提供（クラウドシステムを活用した基本情報の収集を含む）</b> ①医療的ケア児のニーズ ②支援に係る好事例 ③最新の施策等の情報収集、提供	◎県コーディネーターが市町村等から収集・提供		◎クラウドシステム運用 (R4 県改修後は県に運用引継ぎ)	◎国の施策等を収集・提供◎クラウドシステム改修（初年度）
<b>3 従事する者への研修</b> (1)地域コーディネーター向け研修 (2)家族交流会	○講師 ◎企画 ◎講師	◎企画・運営	○講師	○講師
<b>4 地域の医療的ケア児支援の状況等に係る連絡調整（状況把握と横展開）</b> 例：医療的ケア児の人数、地域の施策の内容好事例等	◎県コーディネーターが市町村等から収集・提供			○人数、地域のニーズや課題の把握
<b>5 事務局機能</b>	◎			
<b>6 支援センター運営統括</b>				◎

以上のように、県では医療的ケア児支援センターを9月中旬より運営開始の予定で進めております。

人工呼吸器による呼吸管理や、たんの吸引といった医療的ケアの世界では、障害のある人から相談を受けサービスの計画を作成する「相談支援専門員」はおりますが、福祉の制度に精通していても、医療分野には対応できない人が多いように思われます。医療的ケア児の家族は、医療や福祉サービス、保育、学校など事あるごとに煩雑な手続きを済ませるため書類を整えて複数の窓口を渡り歩かなければなりません。このような状況を改善し、相談支援の拠点としての「医療的支援センター」となり、医療的ケアの知見を兼ね備えた相談支援のプロが育成され、支援センターが家族にとって心の支えとなる場であってほしいと医療的ケア児者とその家族は心から願っております。

## 医療的ケア児支援センター 今後のスケジュールについて



本会にも医療的ケアコーディネーター、相談支援専門委員が数名います。活躍が期待されます。

### お知らせ

- ・ **全国大会（北海道・札幌）中止**  
令和4年9月23日～24日 実施予定でしたが、コロナの急速な感染拡大により、急遽中止となりました。
- ・ **東北ブロック 宮城大会**  
令和4年度も中止となりました。
- ・ **東北ブロック 岩手大会予定**  
令和5年度実施予定(直接参加とWeb参加両方で実施予定)  
令和5年9月8日(金) 9日(土) 花巻「愛隣館」にて

### お願い

書き損じはがきを回収しています。ご家庭で眠っているはがきがありましたら、是非、ご寄付をお願いします。

## 特例措置が出ていますので、ご覧になり、各自ご利用ください

### 【身体障がい者等に係る自動車税課税免除のお知らせ】

## 生計同一者運転の場合に添付する 通院等証明書に係る特例措置について

障がいのある方が使用する自動車に対する自動車税の課税免除については、原則、賦課期日（4月1日）前3か月間の使用実績が週1回以上又は月4回以上（3か月間で12回以上）使用されていたことを証明する証明書の添付を必要としているところですが、新型コロナウイルス感染症の流行の影響等により、平時には要件を満たしている場合であっても、この期間における実績が要件を満たさない場合は、令和4年4月1日以降の課税分から当分の間、特例として次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、この場合でも、賦課期日以後も障がい者のために継続して自動車を使用されることが必要です。

賦課期日前1年以内で、できるだけ当該期日に近い連続した3か月間に、週1回以上又は月4回以上使用されていたことを証明する証明書の添付に代えることができることとしました。

#### 【事 例】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通院等回数	5回	6回	5回	3回	2回	3回

直近3か月間では、要件を満たさないので、証明期間をずらす

原則 1月～3月の実績 **8回**

↓  
非該当（回数不足）

特例  
11月～1月の実績  
← **14回**  
該当（回数充足）

○証明書について、詳しくは最寄りの広域振興局までお問合せください。

広域振興局	電話番号	広域振興局	電話番号
盛岡広域振興局県税部	019-629-6546	沿岸広域振興局県税室（釜石）	0193-25-2715
県南広域振興局県税部（奥州）	0197-22-2822	宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212
花巻県税センター	0198-22-4942	大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9917
一関県税センター	0191-34-4661	県北広域振興局県税室（久慈）	0194-66-9678
		二戸地域振興センター県税室	0195-23-9216

令和4年1月

岩手県（総務部税務課・広域振興局）



## 愛の手 リレー⑧

こんにちは。

盛岡医療センター「盛岡さくら会」会長をさせて頂くことになりました高橋です。

さくら病棟が平成31年に開設され、令和元年に保護者会設立準備会を立ち上げましたが、コロナの流行により総会を目前に立ち上げを断念、ようやく令和3年8月に「盛岡さくら会」を書面決議により発足することができ、今年度第1回総会を開催することができました。

少しずつではありますが、活動も始めています。

私自身のことでは、息子はずっともりおかこども病院でお世話になりながら在宅介護をしていました。しかし、こども病院で重症心身障害者の受け入れを終えるとのことで、盛岡医療センターに入所するか悩んでいた矢先、母の癌が見つかり余命を告げられました。その事が、盛岡医療センターへの入所を決めるきっかけとなりました。お陰様で母を家で無事に看取ることができました。

現在コロナ渦でも、院長先生が、情勢をみながら率先して面会の機会を設けて下さっているので、10分という時間制限の中ではありますが、子供に毎日会えているので本当に感謝しています。

守る会の活動のおかげで、盛岡医療センターにさくら病棟ができたことは本当にありがたいと思っています。まだまだできたばかりの「盛岡さくら会」ですが、病棟スタッフの皆さんと協力して、子供たちの為に頑張りたいと思っています。

皆さんのアドバイスをどうぞ宜しくお願い致します。

盛岡医療センター  
盛岡さくら会 会長 高橋 孝子



## 田村輝雄様 お疲れさまでした!!

岩手支部の田村輝雄さんが、この度、東北ブロック長を退任されました。昭和63年4月から令和4年3月まで36年間もの長い間、東奔西走、会のためにありがとうございました。

また、田村さんは、本部法人の監事に就任し、4月から活躍をしております。どうぞ、今後ともお体に気を付けて、ご活躍を祈念しています。

### お詫び

#### 会報119号

##### ①伊東宗行先生のお名前を間違えて記載しておりました。

P.3 8行目 (誤) 伊東宗之 様 (正) 伊東宗行 様

P.12 19行目 (誤) 伊東宗之 様 (正) 伊東宗行 様

##### ②発行の元号を間違っていました。

P.1 1行目 (誤) R3.6.15発行 (正) R4.6.15発行

訂正してお詫びいたします。

### 【会費納入のお願い】

(令和4年4月～令和5年3月)

当会の活動は、会員の皆様の会費で運営されています。

会の運営を円滑に進めるためにも、未納のないようお願いいたします。

趣旨をご理解の上、未納の方は、なるべく9月末までに納入をお願いします。

<会 員>

<賛助会員> 1口 2000円

	年 間	*口座番号*
本 部	8,400円	ゆうちょ銀行 口座番号 02380-2-2949 加入者名：岩手県重症心身障害児(者)を守る会 会員会費 12,000円
東北支部	500円	
岩手支部	3,100円	
合 計	12,000円	

数年間未納の方がおります。本部からも支部からも、「宛名どころに見当たりません」と、3年以上郵便物が戻ってきている方もおります。会員様にご高齢のため返信できずにいるのかもしれない。是非、ご家族の方、事務局まで一報をお願いします。

連絡先：事務局 小松原弘子 Tel:Fax：019-601-2255 (勤務日：月、水)

住 所：〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内  
岩手県重症心身障害児(者)を守る会

### 編集後記

コロナ禍が収束の気配を見せない中、私たちの子供たちに分つための時間が削られていきます。身悶えする様な やるせなさを覚えます。

全国大会もブロック大会も中止となり、情報交換や会員相互の安否確認もできずしております。せめて岩手県守る会だけでも研修等機会を捉えて繋がりを保って参りましょう。

和泉 勝彦